

障害者職業能力開発校における職業 訓練上の支援・配慮事項に関する調 査について

0

0

事 務 連 絡
平成24年12月11日

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター
職業リハビリテーション部 指導課長 殿

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課長補佐

障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関する調査への
協力依頼について

平素より職業能力開発行政の推進について御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

障害者職業能力開発校では、障害の重度化・多様化に対応して一般の職業能力開発校や委託訓練での受入が困難な特別支援障害者を重点的に受け入れて、職業訓練を実施してきているところですが、特別支援障害者の範囲を検討した前回の検討会から5年を経過し、その間に求職障害者の増加や障害程度の重度化・多様化が進むなど、職業訓練上必要とされる支援の内容や、支援を必要とする障害者の範囲も変化しております。

他方、障害者の権利に関する条約が平成20年5月に発効しており、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められています。

こうした状況を踏まえ、本年11月より「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」（別紙開催要綱参照）を開催し、職業訓練上の合理的配慮の提供に着目しつつ、特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針を検討しております。

(検討会の詳細については下記アドレス参照)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000aks1.html>

本検討会の議論を進めるにあたり、障害者職業能力開発校における現状を把握することが不可欠であるため、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関して調査を実施したいと考えております。

つきましては、年末・年始のご多忙な時期とは存じますが、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関する調査について、下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 調査目的 特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針を検討するため、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項を把握する。
- 2 調査対象 ・障害者職業能力開発校全19校
- 3 各種調査票 (1) 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）
〔調査票1-1及び1-2〕
(2) 障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査
（平成23年度）〔調査票2-1及び2-2〕
(3) 訓練生に対する支援・配慮事項調査〔調査票3〕
(4) 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査〔調査票4〕
- 4 提出期限 障害者職業能力開発校別に作成の上、平成25年1月15日までに下記担当あてに提出して下さい。

(担当)

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課

担当 田崎、菊池

TEL : 03-5253-1111

(内線 5933, 5962)

FAX : 03-3502-2630

都道府県職業能力開発主管課長 殿

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課長補佐

障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関する調査への
協力依頼について

平素より職業能力開発行政の推進について御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

障害者職業能力開発校では、障害の重度化・多様化に対応して一般の職業能力開発校や委託訓練での受入が困難な特別支援障害者を重点的に受け入れて、職業訓練を実施してきているところですが、特別支援障害者の範囲を検討した前回の検討会から5年を経過し、その間に求職障害者の増加や障害程度の重度化・多様化が進むなど、職業訓練上必要とされる支援の内容や、支援を必要とする障害者の範囲も変化しております。

他方、障害者の権利に関する条約が平成20年5月に発効しており、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められています。

こうした状況を踏まえ、本年11月より「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練の在り方に関する検討会」（別紙開催要綱参照）を開催し、職業訓練上の合理的配慮の提供に着目しつつ、特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針を検討しております。

（検討会の詳細については下記アドレス参照）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000aksl.html>

本検討会の議論を進めるにあたり、障害者職業能力開発校における現状を把握することが不可欠であるため、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関して調査を実施したいと考えております。

つきましては、年末・年始のご多忙な時期とは存じますが、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項に関する調査について、下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 調査目的 特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者

の受入れに伴う課題と対応方針を検討するため、障害者職業能力開発校における職業訓練上の支援・配慮事項を把握する。

- 2 調査対象 ・障害者職業能力開発校全19校
- 3 各種調査票 (1) 障害者職業能力開発校における入校選考状況調査（平成23年度）
〔調査票1-1及び1-2〕
(2) 障害者職業能力開発校における障害別の入校・修了・就職状況調査
（平成23年度）〔調査票2-1及び2-2〕
(3) 訓練生に対する支援・配慮事項調査〔調査票3〕
(4) 特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート
調査〔調査票4〕
- 4 提出期限 障害者職業能力開発校別に作成の上、平成25年1月15日までに下記担当あてに提出して下さい。

(担当)

厚生労働省職業能力開発局

能力開発課

担当 田崎、菊池

TEL：03-5253-1111

(内線 5933, 5962)

FAX：03-3502-2630

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練の在り方に関する検討会開催要綱

1 趣旨

障害者に対する公共職業訓練は、現在、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）及び一般の職業能力開発校（以下「一般校」という。）における職業訓練、並びに企業、社会福祉法人等民間団体を活用した委託訓練を実施している。

障害者校には、障害の重度化・多様化に対応して、一般校や委託訓練での受け入れが困難な「職業訓練上特別な支援を要する障害者」（以下「特別支援障害者」という。）を重点的に受け入れて長期の職業訓練を実施してきている。

特別支援障害者に関しては、平成19年5月に、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会」を開催し、障害者校の果たすべき役割を念頭に置きつつ、今後障害者校が重点的に取り組むべき職業訓練の対象者を特別支援障害者として位置づけ、その範囲を検討している。しかしながら、前回の検討から5年を経過し、その間、求職障害者の増加、障害程度の重度化・多様化、職業訓練の指導技法や訓練環境等の変化に伴い、職業訓練上必要とされる特別な支援の内容、その必要性の高い障害者の範囲も変化し、前回の検討内容と職業訓練現場の実態との間に乖離も見受けられる状況にあることから、特別支援障害者の職業訓練のあり方に関して再検討を行うことが必要となっている。

他方、障害者の権利に関する条約が、国連総会で採択され平成20年5月に発効している。我が国も平成19年9月に同条約に署名し、現在、批准に向けて検討が進められている。この条約の中で、障害者が職業訓練を効果的に利用することを可能とすることや、障害者が差別なしにかつ他の者と平等に職業訓練の機会を与えられることを確保するために合理的配慮が提供されることを旨とする内容が定められている。これまで障害者の公共職業訓練において、障害のある訓練生への職業訓練上の配慮は行われてきているが、今後、障害者校における職業訓練上必要となる合理的配慮の提供を推進するために、「合理的配慮の提供」という概念の下にその実態を把握し、職業訓練上必要となる特別な支援との関係を整理することが必要となっている。

このため、特別支援障害者の職業訓練の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、障害者の職業訓練上必要とされる特別な支援に関し、「合理的配慮の提供」に着目しつつ、その実態を把握・検証した上で、特別支援障害者の範囲、職業訓練上の特別な支援内容、及び特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針について検討を行う。

2 参集者 (敬称略(五十音順))

岡谷和典 国立中央障害者職業能力開発校 職業訓練部訓練第三課長
奥野保一 国立大阪障害者職業能力開発校 訓練指導課長
小野康子 県立千葉障害者職業能力開発校 訓練第一課長
佐藤 宏 元(独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校 教授
水口雅弘 国立吉備高原障害者職業能力開発校 職業訓練部長
山元貴信 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 リハビリテーション部指導課
〈オブザーバー〉
職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

3 開催期間 平成24年11月～平成25年3月

4 協議検討内容

- (1) 障害者への職業訓練上必要とされる合理的配慮の提供と特別な支援について
- (2) 特別支援障害者の範囲について
- (3) 特別支援障害者の受入れに伴う課題と対応方針について
- (4) その他

5 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課長が障害者職業能力開発に関する有識者及び専門家等の参集を求めて開催し、各々の見地から意見を収集する。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 事務局は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課において行う。

	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑧	体幹機能障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑨	内臓機能障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑩	知的障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち重度					
	うち中度					
	うち軽度					
	不明					
⑪	精神障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	不明					
⑫	発達障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
⑬	高次脳機能障害			応募者理由	訓練校理由	その他の理由
				応募者理由	訓練校理由	その他の理由

⑭その他の障害						
				応募者理由	訓練校理由	その他の理由
⑮重複障害						
計						-

(注1) 障害者校別にそれぞれ記載して下さい。

(注2) 「(a)応募者数」欄には、23年度に開講した訓練コースへの応募者数を記載して下さい。

(注3) 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。

(注4) 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票1-2により報告して下さい。

また、重複障害に係る「入校選考不合格理由」については、調査票1-2に記載して下さい。

(注5) 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「応募者理由」欄については、主な不合格理由が応募者に関する場合は、下表の「応募者に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。

なお、下表のうち「⑧その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。

(注6) 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「訓練校理由」欄については、主な不合格理由が訓練校に関する場合は、下表の「訓練校に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。

なお、下表のうち「⑦その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。

(注7) 入校選考不合格者のうち、主な不合格理由が「応募者に関する理由」に該当する者と「訓練校に関する理由」に該当する者がいる場合には、下表からそれぞれ該当する番号を選択し、「応募者理由」欄及び「訓練校理由」欄に記載して下さい。

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
① 基礎学力不足	① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難
② 体力不足	② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足
③ 訓練意欲・就業意欲の欠如	③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足)
④ 基本的な生活習慣が確立していない	④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備
⑤ 障害面での症状が固定・安定していない	⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足
⑥ 障害の程度を適正に受容していない	⑥ 定員以上の応募者があり選抜
⑦ 医師の判断	⑦ その他
⑧ その他	

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
<ul style="list-style-type: none"> ① 基礎学力不足 ② 体力不足 ③ 訓練意欲・就業意欲の欠如 ④ 基本的な生活習慣が確立していない ⑤ 障害面での症状が固定・安定していない ⑥ 障害の程度を適正に受容していない ⑦ 医師の判断 ⑧ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足 ③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備 ⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足 ⑥ 定員以上の応募者があり選抜 ⑦ その他

障害者職業能力開発校入校選考状況調査(平成23年度) 記載要領

本調査は、各障害者校における障害別・程度別の応募状況を把握するとともに、入校選考で不合格となった者について、その主な不合格理由が応募者に関するものか、訓練校に関するものかを把握する目的で実施するものです。

- 1 障害者校別にそれぞれ記載して下さい。
- 2 「(a)応募者数」欄には、23年度に開講した訓練コースへの応募者数を記載して下さい。
- 3 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。
- 4 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票1-2により報告して下さい。
また、重複障害に係る「入校選考不合格理由」については、調査票1-2に記載して下さい。

(重複障害の例)

- ・ 聴覚障害2級及び言語機能障害3級
- ・ 両上肢機能障害1級及び両下肢機能障害1級
- ・ 脳性まひによる右上肢機能障害2級及び両下肢機能障害3級

- 5 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「応募者理由」欄については、主な不合格理由が応募者に関する場合は、下表の「応募者に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。
なお、下表のうち「⑧その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。
- 6 「(d)入校選考不合格理由」のうち、「訓練校理由」欄については、主な不合格理由が訓練校に関する場合は、下表の「訓練校に関する理由」から該当する番号を選択し記載して下さい。
なお、下表のうち「⑦その他」を選択した場合には、具体的な理由を「その他の理由」欄に記載して下さい。
- 7 入校選考不合格者のうち、主な不合格理由が「応募者に関する理由」に該当する者と「訓練校に関する理由」に該当する者がいる場合には、下表からそれぞれ該当する番号を選択し、「応募者理由」欄及び「訓練校理由」欄に記載して下さい。

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
① 基礎学力不足 ② 体力不足 ③ 訓練意欲・就業意欲の欠如 ④ 基本的生活習慣が確立していない ⑤ 障害面での症状が固定・安定していない ⑥ 障害の程度を適正に受容していない ⑦ 医師の判断 ⑧ その他	① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足 ③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備 ⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足 ⑥ 定員以上の応募者があり選抜 ⑦ その他

応募者に関する理由	訓練校に関する理由
<ul style="list-style-type: none"> ① 基礎学力不足 ② 体力不足 ③ 訓練意欲・就業意欲の欠如 ④ 基本的な生活習慣が確立していない ⑤ 障害面での症状が固定・安定していない ⑥ 障害の程度を適正に受容していない ⑦ 医師の判断 ⑧ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害に配慮した特別な訓練カリキュラム等の設定が困難 ② 障害に配慮した訓練ノウハウの不足 ③ 障害に配慮した訓練の実施が困難(マンパワー不足) ④ 障害の態様に応じた訓練機器・教材の不備 ⑤ 日常生活・訓練を支援するための環境整備の不足 ⑥ 定員以上の応募者があり選抜 ⑦ その他

	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑥下肢切断						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑦下肢機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑧体幹機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑨内臓機能障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					
	うち4級					
	うち5級					
	うち6級					
	不明					
⑩知的障害						
	うち重度					
	うち中度					
	うち軽度					
	不明					
⑪精神障害						
	うち1級					
	うち2級					
	うち3級					

	不明						
⑫発達障害							
⑬高次脳機能障害							
⑭その他の障害							
⑮重複障害							
計							

(注1) 障害者校別にそれぞれ記入して下さい。

(注2) (a)入校者数、(b)中退者数、(d)修了者数及び(f)次年度繰越数は、定例業務統計報告作成要領第21号様式に準じて記入して下さい。また、(c)及び(e)の就職者数は雇用、自営を含めた数とします。

なお、「(c)うち就職者数」については、就職を理由に中退した者の数を、「(e)うち就職者数」については、訓練修了3カ月後の就職者の数を記載して下さい。

(注3) 平成23年度に入校した者を対象とするため、「(a)入校者数」＝「(b)中退者数」＋「(d)修了者数」＋「(f)次年度繰越数」となることを確認して下さい。

(注4) 障害種別・程度(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。

(注5) 重複障害については、①～⑭に重複計上せず、まとめて⑮に計上し、内訳を調査票2-2により報告して下さい。(入校者数の合計が実数と一致することを確認してください。)

(重複障害の例)

- ・ 聴覚障害2級及び言語機能障害3級
- ・ 両上肢機能障害1級及び両下肢機能障害1級
- ・ 脳性まひによる右上肢機能障害2級及び両下肢機能障害3級

障害者職業能力開発校における重複障害別の入校・修了・就職状況調査(平成23年度)

【障害者校名: _____】

(a) 重複障害	(b) 入校者数	(c) 中退者数	(e)		(g) 次年度 繰越数
			(d) うち 就職者数	修了者数	
計					

(注1) 調査票2-1で「⑮重複障害」に該当する者がいる場合に対象者ごとに記入して下さい。

(注2) (a)重複障害の欄には、重複する障害を全て記入して下さい。例えば、上肢機能障害1級及び下肢機能障害2級、体幹機能障害2級及び発達障害といった形式で、それぞれ記入して下さい。
なお、障害の程度まで把握できない場合は、級等の記載は不要とします。

(注3) 「(d)うち就職者数」については、就職を理由に中退した者の数を、「(f)うち就職者数」については、訓練修了3カ月後の就職者の数を記載して下さい。

(注4) (d)及び(f)の就職者数は雇用、自営を含めた数とします。

訓練生に対する支援・配慮事項調査（参考）

【障害者校名： 】

※ 下記の例示を参考に、貴校における具体的な取組を記載して下さい。

障害種別	訓練生に対する具体的な支援・配慮内容	
	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター、段差解消機等の設置、車いす専用トイレ、手すり、スロープ、休憩室の整備等障害に配慮した施設の整備 障害に配慮した入浴設備等のある寮の整備 訓練手当の予算措置(都道府県) 等
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障害に配慮した特別な訓練科(コース)を設置 障害に配慮した特別な訓練カリキュラムを策定、訓練期間又は訓練時間の変更 個々人の障害状況を考慮し、入校後、訓練カリキュラムの策定、訓練期間又は訓練時間の調整 個々人の適応状況や通院等に配慮し、訓練カリキュラム等を個人的・弾力的に変更・調整 等
	訓練内容の変更・調整(訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等)	
	訓練方法の配慮(情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等)	<ul style="list-style-type: none"> 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業補助の実施 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用 障害に応じた支援機器の開発・試行を実施 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用を教示 障害に応じたテキストや作業指示書を作成 マンツーマンまたはこれに準じる訓練上の支援を実施 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康面、生活面の把握 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施 等
	支援体制(生活支援、就職定着支援)の整備(専門性(外部専門家の活用)のある支援体制、生活上の困難を改善・克服、家族・関係機関との連携等)	<p>【専門性のある支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師、臨床心理士等外部専門家の配置 手話通訳者、要訳筆記者等の配置 等 <p>【生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内及び校外実習の際の移動補助の実施 天候に応じた通勤支援等を実施 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている(訪問介護等による場合を含む) 体調や服薬などの健康管理について、専門機関(医師等)や家族と連携・調整 等 <p>【就職・定着支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援の実施 ハローワーク、障害者就業生活支援センターとの連絡会議等の実施 企業に障害の理解促進を図るための障害者校の訓練状況の視察、説明会の実施 企業に対して、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングの実施 等
	その他(入校選考の配慮等)	

訓練生に対する支援・配慮事項調査【重複障害】記載例】

【障害者校名：

】

障害種別	訓練生に対する具体的な支援・配慮内容
重複障害 (軽度知的障害 + 聴覚障害2級)	支援・配慮する上での職業訓練上の基盤環境整備
	個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮
	訓練内容の変更・調整(訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等)
	<p>聴覚障害による情報不足と知的障害による理解力の不足から生じる課題を踏まえた以下の対応が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者向けの職場のルール・マナーに関する集団指導で十分に理解されていない対応方法の指導時間を確保 ・場面や状況に応じた対人対応方法の確立及び習得に時間を要するため、職場実習先の職務内容や環境等に応じた対応方法を事前に理解・習得するための個別訓練を設定
	訓練方法の配慮(情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・理解力に配慮した手話や視覚情報、例示的指示による指導の実施(平易な表現のルビ付き提示資料・教材の準備) ・訓練場面において孤立させないように、訓練進捗状況や他の訓練生と指導員のやりとり等の必要な情報の提供 ・手話、筆談、コミュニケーションカードによる場面や状況に応じた対人対応(報告・連絡・相談)方法の確立と対応力向上のためのロールプレイの実施 ・困っていることの確認と改善策の検討及び他の訓練生との円滑な対人関係が構築し難いこと等を踏まえた心理的ケアのための個別相談の実施
	<p>支援体制(生活支援、就職定着支援)の整備(専門性(外部専門家の活用)のある支援体制、生活上の困難を改善・克服、家族・関係機関との連携等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者への配慮事項を理解した手話のできる職員の配置 ・家族や関係機関との連携による心理的ケアと生活支援への協力依頼 ・関係機関と連携した事業主への障害特性及び配慮事項(情報保障・指導方法)の理解を促すための定着支援(ジョブコーチ支援への移行等)
その他(入校選考の配慮等)	
<ul style="list-style-type: none"> ・理解力に配慮した手話や視覚情報(板書、プロジェクタ等)による入校選考の実施 ・職員の養成(手話講習会の開催) 	

「訓練生に対する支援・配慮事項調査」 記載要領

本調査は、各障害者校において実施されている「職業訓練上の基盤環境整備の状況」、「個々の障害者の状況により個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮の取組」について、障害種別に把握することを目的に実施するものです。

- 1 障害者校別に作成して下さい。
- 2 調査対象者は、平成23年度及び平成24年度に入校した訓練生とします。
- 3 対象となる障害種別は以下のとおりです。貴校において「基盤環境整備」及び「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」を実施している障害種別(以下の①～⑮)ごとに調査票3を作成して下さい。
「基盤環境整備」や「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」を実施していない障害種別については、作成不要です。
 - ① 視覚障害
 - ② 聴覚・平衡障害
 - ③ 音声・言語障害
 - ④ 上肢切断
 - ⑤ 上肢機能障害
 - ⑥ 下肢切断
 - ⑦ 下肢機能障害
 - ⑧ 体幹機能障害
 - ⑨ 内臓機能障害
 - ⑩ 知的障害
 - ⑪ 精神障害
 - ⑫ 発達障害
 - ⑬ 高次脳機能障害
 - ⑭ その他の障害
 - ⑮ 重複障害(重複する障害を具体的に障害種別欄に記載して下さい)
- 4 障害種別(重複障害を含む)については、障害者手帳及び医師の診断書等から判断して下さい。
- 5 調査票3は、1枚のみ添付していますので、適宜、次頁にコピーして作成して下さい。

特別支援障害者の要件に該当する障害種別・程度別に関するアンケート調査 記載要領

本調査は、特別支援障害者の3要件に該当すると思われる障害種別・程度について、各障害者校の率直なご意見をいただくとともに、該当する訓練生に対して、どのような特別な支援を実施されているかを把握する目的で行うものです。

1 障害者校別に作成して下さい。

2 調査票3において回答いただいた「障害種別」及び「個別対応が必要となる職業訓練上の支援・配慮」のうち、以下に掲げる特別支援障害者の3要件(①～③)に該当すると思われる訓練生について、その障害種別・程度とその具体的な特別支援の内容を回答して下さい。

① 一般的な集合訓練の実施に難しい面があり、障害の態様に応じた個別的対応を特に要する障害者

② 障害の態様に応じた職業訓練に関わる技法・経験がまだ十分に蓄積されておらず、新たな技能習得ノウハウの開発・試行等の対応を要する障害者

③ 特別な支援を要する障害者に対して適切に対応できる精神科医など外部の専門家や支援者(障害者校において一般的に配置されていない者)との継続的な連携・協力を要する障害者

3 「具体的な特別支援内容」欄は、3つの要件別に記載し、該当する要件のないものは空欄にして下さい。

4 該当する障害種別・程度が3つ以上ある場合には、適宜、回答欄をコピーして対応下さい。

○

○